

清代徽州商人与海上貿易

松 浦 章

もくじ

一 緒言

二 徽州商人と沿海貿易

三 徽州商人と海外貿易

(一) 長崎貿易船金全順の琉球漂着

(二) 徽州商人汪永増と長崎貿易

四 小 結

一 緒 言

明清時代において中国商業界の一翼を担っていたのは安徽省徽州府出身の商人達であった。^① 彼等はその出身の旧名から新安商人とも呼ばれ全国に名を馳せていたのである。^②

嘉靖四十五年（一五六六）刊の『徽州府志』巻二、風俗志によれば、

徽之山大抵居十之五、民鮮田疇、以貨殖為恒産、春月持

余貨出賣、十二之利為一歲之計、冬月懷帰、有數歲一帰者、上賈之所入、当自家之産、中賈之所入、当中家之産、小賈之所入、当下家之産、善識低昂時取予、以故賈之所入、視旁郡倍厚、然多雍容雅都、善容儀有口、而賈之名擅海内。

とあるように、徽州は田畑が少ないため、人々は營利を生業とし、春に商いに出かけて、一年の収入を計り、冬にはその得た収入を徽州に持ち帰るとされ、なかには数年も帰郷しない者もいた。そして彼等の商業活動の大小が、おのずから各家々の財産の多寡を示すと言われるように、徽州においては商業活動によつて財産を築くという氣風が伝統的であつたのである。

これら徽州商人の活動領域は中国国内だけでなく、海外にまでおよび、外国においてもその名を知られた者がいた。その第一人者は、明・嘉靖期（一五二二～一五六六）に倭寇の頭目として知られる王直である。『世宗美録』嘉靖三十六年（一

五五七)十一月乙卯(六日)の条によれば、

〔汪〕直本徽州大賈、狎於販海、為商夷所信服、號為汪五峯、凡貨賄貿易。

とあるように、徽州出身の大商人であった王直は海外まで進出し貿易をおこない、外国商人から全幅の信頼を得ていたことが知られる。しかし、明代、清初の海禁策が漸次廢棄されると、中国沿海地区の商人が海上貿易に積極的に進出し始め、徽商の勢力は主に、国内商業に注がれていったとされている^④。それ故、これまでの研究では清代徽州商人の海上貿易について十分に明らかにされていない。

それでは、徽州商人は海上貿易に対して全く関心がなかったのかというところではない。沿海を利用し商圏を拡大しようとし、また巨大な資本を必要とする海外貿易をおこなっている。そこで、本稿ではこれら清代の徽州商人がいかに海上貿易によってその活動領域を拡大しようとしていたのかという点について究明してみたい。

二 徽州商人と沿海貿易

明代の徽商が海上貿易にも積極的に進出していた事実は、既に先学により指摘されているところである^⑤。

それでは、清代の場合はどうであったか、沿海を利用した例から述べてみることにする。

康熙帝は台湾の鄭氏が清に降ると、ただちに康熙二十三年(二六八四)展海令を発布し、民衆の海上貿易を許可した。この結果、中国大陸沿海地区の民衆は沿海に、さらには海外へと活発な活動をおこなっている^⑥。しかし、この反面、海難事故も決して少なくはなく、とりわけ朝鮮半島や日本列島及び南西諸島に漂着した中国船については詳しい記録が残されている^⑦。この内、徽商と沿海貿易との関係を朝鮮半島に漂着した中国帆船の資料から述べてみることにする。

雍正十年(一七三二)十月十八日、朝鮮半島の南部の珍島に中国帆船が漂着した。この船を調べたところ、江蘇省通州の商船であることが判明した。船戸が夏一周で、舵工高漢章の他水手十五人が乗組んでいた^⑧。漂着するまでの航行経過を聞くと、乗組員が、

雍正十年正月二十日に、徽州商人の呉仁則が私達の船を備い、綿花二百五十三包を積み込み、南通州より出帆し、正月二十九日に、山東省の萊陽県に到っておろしました^⑨。と答えているように、雍正十年(一七三二)正月二十日、徽州商人の呉仁則が夏一周の船を備船して、南通州より山東半島の萊陽県まで綿花二五三包を運搬させたのである。萊陽県は山東半島のほぼ中央に位置するから、おそらく、膠州湾の東にある丁字港に行ったものと思われる。この間正月二十日から二十九日まで所用日数一〇日で徽商呉仁則の目的は達成されている。

呉仁則の傭船はこの場合だけしか知られないが、彼はおそらく以前から山東萊陽県方面と何らかの取引をしていたものと想像される。

その後、嘉慶十年（一八〇五）十一月十八日、朝鮮半島の南西部にある済州島涯月鎮の嚴莊浦に中国船が漂着している。

この船は江蘇省太倉州の宝山県の船で、船戸傅鑑周、舵工朱盛章の他水手十九名乗組みさらに客商一名が乗船していた。乗組員に航行経過を聞いたところ、徽州商人との関係が知られる。それには、

私達は昨年（嘉慶十、一八〇五）の閏月十六日に、徽州府の茶商である馮有達に会いました。そして、上海の呉淞口において、茶葉八百三十五包を積み込み、八月一日に天津に停泊し、茶葉の包をおろしました。馮有達はなお天津に留まっています。^⑧

とある。嘉慶十年（一八〇五）の閏月とは閏六月のことであり、傅鑑周等は閏六月十六日に馮有達と知り合い傭船を依頼されたものと思われ、おそらく七月中頃に馮有達が積荷の茶葉と共に乗船したものと想像される。

ただこの場合、徽商の馮有達が積荷と共に乗船し、自らも天津へ行き、そこでこの船とは別かれて天津に滞在していたことから、馮有達は天津を商圏の一拠点にしていたことは明らかであろう。

以上が、清代徽商の沿海を利用した例であるが、両例とも

に傭船という方法で自己貨物を他地域に運搬させて貿易するという点で共通しており、船を所有して海上貿易をおこなうというものではなく、彼等の商業目的達成のため運輸手段として沿海船を利用したものと言える。

傭船の例は徽商にのみ限定されるものではないが、^⑨彼等は商圏拡大のためには内陸輸送機構にのみ依らず、沿海をも利用するという積極的な営利方法を用いていたことは歴然である。

三 徽州商人と海外貿易

清代徽州商人の活動範囲は単に沿海にとどまらず、彼等の中には海外にまでその商業活動の触手を拡大した者がいた。

康熙二十六年（一六八七）二月二十二日、朝鮮半島の南部の済州島に漂着した中国船がある。この船は長江河口の呉淞口より出帆して長崎へ向かった貿易船で海上漂流し済州島に漂着した船であるが、その乗船者の中に、徽州府休寧県出身の「呉 聖 年四十三」^⑩がいた。この他に徽州府近郊寧国府寧国県出身の「周禮乾年五十」^⑪もあり、この兩名を含めても全乗船者六五名の中では極めて少数であるが、展海令もないこの時期において、はやばやと沿海地区の多数の商人に混って積極的に海外へ進出を意図した徽州商人がいたことは、彼等の旺盛な商業意欲の一端を知ることができるであろう。

このような一船の客商としてではなく、いわゆる「在唐荷主」^④として、巨大な資本力を必要とする日本貿易をおこなった徽州商人がいる。それは嘉慶期（一七九六～一八二〇）の末に日清貿易の官商として知られる徽州府休寧県出身の汪永増^⑤である。ここでは、彼と長崎貿易の関係について述べてみることにする。

(一) 長崎貿易船金全順の琉球漂着

嘉慶二十年十二月二十一日（一八一六年一月一九日）に、琉球中山朝治下の大島に一隻の中国船が漂着した。^⑥琉球の役人がただちに乗組員等を調べたところ、彼等は次のような報告をしている。それには、

拋装商汪小園等稟称、園等係江南蘇州府長洲縣商人、通船人數、共計壹百拾參名、商局主汪永増、蒙各大憲、奏准往東洋採辦洋銅、以資陞省鼓鑄、在案、每年夏冬兩次、乘時發船、歷辨以來、並無有悞銅舫、是以今年拾貳月初參日、裝備貨物、并領東洋牌照。（於）初柒日、在上海出口、不料初拾日、在太平洋遭風、損失桅舵、隨風漂流、幸賴天神護佑、貳拾壹日、漂到貴轄地方等由。^⑦

とあり、江南蘇州府長洲縣の商人汪小園等乗組員計一一三名であり、商局主汪永増は官府の許可を得て日本に六省の鼓鑄用の銅を求め、毎年夏と冬の二回、船を出して、今年の

十二月三日に、貿易品を積み込み、日本の通商許可書を持って、七日に上海を出帆したところ、十日に洋上で暴風に遭って漂流し、幸いに天の加護により、二一日、琉球の大島に漂着したと述べたのである。

これらの乗組員等は救助され、後に、琉球から福建省に送られている。そこで、また、彼等のことが調べられた。

竊本年伍月初伍・初柒等日、拋閩安協副將黃耀武稟報、在洋望見、琉球船兩隻、查係護送江南難商汪小園來閩、率同兵船、帶進省港、當經臣檄飭福防同知、明恒將夷人難商等、分別安頓、詳細訊問去後、茲拋該同知詳報、緣汪小園係江南休寧縣人、代伊堂兄官銅商汪永増、官船前往東洋、採辦洋銅、以資〔陸〕省鼓鑄、每年夏冬兩時發船、經浙江藩司給有執照、准帶防船炮伍・藥鉛等件、又經江蘇藩司給有執照、准帶藥材・雜物、照例納稅銀壹百貳拾兩、於嘉慶貳拾年拾貳月初參日、僱金全順海船、配舵水共捌拾玖名、由上海驗放、因港路不熟、另僱幫梢式拾肆名、引導出口、嗣因風急、桅斷、幫梢不能攏紅上岸、即留船、幫駛一共壹百拾參人、在大洋遭風、損失桅舵、至貳拾壹日、漂收琉球國筴利洋面。^⑧

とあるように、琉球より福建省に帰って来た汪小園等が海防同知によつて取り調べを受けた結果、汪小園は江南休寧縣の人であり、彼の父方のいとこで官商の汪永増に代わつて日本へ行き、鼓鑄用の銅を求めたことがわかる。さらに、嘉慶二

十年十二月三日に金全順船を備船し、乗組員八九名を配したが、航路不案内のため別に二四名も僱っていたことが知られる。

つまり、琉球では汪小園は蘇州府の長洲県人と言ったが、福建での取り調べの結果、休寧の人であることが判明した。それは、長洲県が彼の現居住地であって休寧県は彼の本籍地であったためである。当然、その父方のいとこの汪永増も休寧の人であったことになる。

官商汪永増の堂弟として、上海から出帆し琉球に漂着した汪小園であるが、彼は文化十二年(嘉慶二〇、一八一五)の七月十三日に長崎に来航した亥五番船の船主として知られ、この年の十月三日に、次回の丑年の信牌を領して帰国している。^⑤そして、同年の十二月三日に上海から長崎へ向かう途中琉球に漂着したものである。

(二) 徽州商人汪永増と長崎貿易

それでは、休寧出身と見られる汪永増が官商として、どのように日本貿易にかかわっていたのかを明らかにしてみたい。汪永増が日本貿易と関係あったことは、林則徐の『林文忠公政書』甲集「会奏官銅辦運洋銅請復旧章摺」に見える。

竊照蘇省官商承辦直隸・陝西・湖北・江西・浙江・江蘇六省鼓鑄洋銅、前於嘉慶二年、僉商王履階承辦。

とあるように、江蘇宝蘇局の官商が直隸以下六省の鼓鑄に要する日本銅を輸入しているが、嘉慶二年(一七九七)に王履階がなり、彼の後、王日桂、程洪然と続き、その後汪永増がなつたのである。しかし、同書に、

後商汪永増接辦、僅止四年、亦即乏退。

とあるようにわずかに四年のみとされている。

この間、日本側の記録では『長崎志統編』巻八、唐船進港并雜事之部によれば、文化九年(嘉慶一七、一八一二)より文化十三年(嘉慶二一、一八二〇)まで、汪氏番外船、汪氏別船、汪氏十二家等々と「汪氏」の名が見えている。^⑥

しかし、詳細な記録ではない。ただ、この間に、中国に漂着した日本人を撫育した唐荷主として知られる。

その中でも、文化十三年(嘉慶二一、一八一六)六月に来航した子二番より七番船にて帰国した日本人漂流者を連れ渡つた際の口書等が残されていて、汪永増のことが知られる。それをここに紹介してみることにする。

国立公文書館内閣文庫蔵の「唐国ヨリ送来候漂流人之儀二付書面」に見える口書等がそれである。^⑦

子式番船

同三番船

同四番船

同五番船 日本人連渡候付吟味仕候口書并 和解

同六番船
同七番船

松山伊予守
金沢大藏少輔

具供汪局子二番寧波船主沈万珍、公局全三番南京船主楊西亭、汪局全四番廈門船主汪松巢、公局全五番南京船主蔣春洲、全六番寧波船主譚竹菴、汪局全七番南京船主汪執耘等切万等船上護送

貴國人四十五人、前來茲伝 令通船人衆、喚至 公衙、即蒙查詢緣繇俱經領悉今所護送之古後七郎右衛門等、本係

貴國薩摩人氏、原船四十八人、在洋遇颶、于乙亥年十月初

六日、漂到広東省惠州府陸豐縣內碭石鎮地方、該地方公員、即刻救濟給与食劑扶持、内一人得病身故、尚四十七人、解到陸豐縣衙門、令其安頓宿歇之下、自該地坐船、

押解全省広州府、報知該衙門、數日停留在彼、由該地逐駅遞解、而在路、又一人病故、所存四十六人、于今二月

廿八日、押至乍浦海防官衙門、即日示仰^万等^汪兩局財東

汪永增・楊鶴圃加意安置留心撫養等、固奉 命之下打点房屋、安排食劑、置備衣服被褥等、供給布置、至本月初

一日、衙門囑咐今夏洋船、携帶漂流人、送回

貴国等由、是以兩局發販六艘船上、分撥該沈万珍船上、帶領古後七郎右衛門等八人、楊西亭船上、帶領染川伊兵衛

等八人、于六月十三日、由乍一体開行、沈万珍船全廿四日、楊西亭船全廿六日、平安抵港。其汪松巢船上、帶領与右衛門等八人、譚竹菴船上帶領稅所長左衛門等八人、于六月十五日、由乍一体開行、在洋因風欠順、全廿四日、漂到天津內寄津港、由該地起擗、全廿七日、兩艘均抵港。其蔣春洲船上、帶領太右衛門等七人、内一名病故埋葬在乍、其汪執耘船上、帶領喜八等七人、于六月十八日、由乍一体開行、該蔣春洲船、于廿七日、汪執耘船、全廿九日、平安抵港、至于漂流人在唐、居停之間、都各留意扶卹、並無勸誘邪教、所供是寔、毫無差舛、均此具供上覆

文化十三年六月

子二番寧波船主沈万珍團

財副方晋明團

全 戴致和團

全 沈筠谷團

伏侍朱 筠團

全 高 和團

總官陳諸和團

水手等

全三番南京船主楊西亭團

財副周藹亭團

伏侍方景昌團

全 徐 八團

總官林能桐團

水手等

汪松巢團

全四番廈門船主

楊少谿團

財副孫也堂團

伏侍徐 福團

全 陳志達團

總官吳從協團

水手等

全五番南京船主蔣春洲團

財副劉福邦團

全 楊秋菴團

伏侍陳新司團

全 蔣宗賢團

總官鄭行御團

水手等

譚竹菴團

全六番寧波船主

沈綺泉團

財副陸品三團

伏侍裘 庸團

全 沈 榮團

總官周茂川團

水手等

全七番南京船主汪執耘團

財副鈕梧亭團

全 汪介春團

伏侍周 慶團

全 李小坛團

總官吳得勝團

水手等

以口書申上候者、汪氏子貳番寧波船主沈万珍、十二家
 同三番南京船主楊西亭、汪氏同四番廈門船主汪松巢、十
 二家同五番南京船主蔣春洲、同六番寧波船主譚竹菴、汪
 氏同七番南京船主汪執耘等ニ而御座候、然、私共船より
 貴国之人四拾五人連渡候付、一船之者共 御役所ニ被召出
 御吟味被 仰付候趣、謹ニ而奉畏候、此度護送いたし候古
 後七郎右衛門等、
 貴国薩州之人四拾人、逢難風、去亥十月六日唐国広東省惠
 州府陸豊県之内碕石鎮与申地方ニ漂着被致候付、其所之
 役人救揚食物等相与介抱いたし候、内疔人病死有之、残
 四拾七人陸豊県官所ニ送遣し候处、早速安置被致、其末
 船ニ而同省広州府ニ送越、官所ニ訴於同所数日滞船、夫よ

り次々運送之途中ニ而、老人病死有之、殘四拾六人、當二月廿八日、乍浦海防官所江送來候付、即刻私共汪氏十二家荷主汪永増、楊羈圃江心を付叮嚀ニ撫育いたし候様被申付候付、其旨を承、居所を設、食物衣類臥具等手當いたし介抱任罷立候処、右漂流人當夏渡海之船より

貴国江護送可致旨、当月朔日被申渡候付、則双方仕出し之船六艘ニ引分、此度沈万珍船江古後七郎右衛門等八人、楊西亭船江染川伊兵衛等八人為乗組、六月十三日乍浦より出船いたし候処、沈万珍船、同廿四日、楊西亭船、同廿六日御当津着船仕、汪松巢船江与右衛門等八人、譚竹菴船江税所長左衛門等八人為乗組、六月十五日同所出船いたし候処、洋中風不順ニ而、同廿四日天草之内崎津湊漂着仕、其所より挽船を以両艘共同廿七日、御当津着船仕、蔣春洲船江太右衛門等七人為乗組候、内老人病死有之候付、乍浦表江葬、汪執耘船江喜八等七人為乗組、六月十八日同所出船いたし候処、蔣春洲船、同廿七日、汪執耘船、同廿九日夕方、無恙御当津着船仕候、扱又右漂流人唐国滞留之間、何事茂心を付介抱いたし邪宗門勸等之儀、決而無之候、右之通実情ニ而聊相違無御座候、仍一同口書を以申上候

文化十三年六月

子式番寧波船主沈万珍

方晋明

財副戴致和

沈筠谷

介抱人

朱鈞

高和

惣代陳諸和

子三番南京船主楊西亭

財副周藹亭

方景曷

介抱人

徐八

惣代林能桐

同四番廈門船主

汪松巢

楊少谿

財副孫也堂

介抱人

徐福

惣代吳從協

同五番南京船主蔣春洲

水手共

劉福邦

財副楊秋菴

陳新司

介抱人 蔣宗賢

惣代 鄭行御

水手共

子六番 寧波船主 譚竹菴

財副 陸品三

介抱人 裘庸

惣代 周茂川

水手共

同七番 南京船主 汪執耘

財副 鈕梧亭

介抱人 周慶

惣代 吳得勝

水手等

右唐人共口書之通和解差上申候以上

唐通事 漂流人掛

神代 太十郎 ㊦

清河 源十郎 ㊦

彭城 節右衛門 ㊦

唐方 諸立合 穎川 四郎太 ㊦

唐通事 年番

吉嶋 左十郎 ㊦

柳屋 新兵衛 ㊦

とあり、さらに「子式番船 同三番船 同四番船 同五番船

同六番船 同七番船 日本人連渡候付差上候書付并和解」

があり、同書の漢文口書には「汪局辦銅官商汪永増・楊鶴

圃」と見え、汪永増が汪局辦銅官商であつたことは明らかで

あろう。

さらに、この時の漂流日本人を送り届けた中国側に關係の

檔案が知られる。『清嘉慶朝外交史料 五』の「護理浙江巡

撫布政使額特布奏粵省送到日本遭風難番照例資送帰国摺」が

それで、嘉慶二十一年閏六月二十一日付の奏摺の中に、

於嘉慶二十一年二月二十七日、護至浙省、当即飭送乍浦

海口、妥為安頓撫恤、俟東洋辦銅便船、附搭回国去、後

茲拋平湖具詳稱、查有范三錫・金全勝・金源宝・万永泰

・錢壽昌・金恒順六船、前往東洋、採辦銅舢、当將該難

番等給与口糧、分搭銅船、正在候風開駛間、難番内八兵

衛一名中暑身故、給棺殮埋、其余難番古後七郎右衛門等

四十五名、於六月初十、十三、十五等日、先後在乍浦開

行、出口回国由。

とあり、六月十日、十三日、十五日等の三日に分かれ漂流人

が分乗帰国したことがわかるが、唐船主の口書では六月十三、

十五、十八日になつていて三日のずれがある。

この時の船は范三錫・金全勝・金源宝・万永泰・銭寿昌・金恒順の六艘で、先の子二番より七番船までの六艘と一致する。この六艘の内官商汪氏が派船したのは范三錫・金全勝・金源宝の三艘であったと思われる、同氏の船主は上記の口書より子二番船の沈万珍、同四番船の汪松巢、楊少谿、同七番船の汪執耘等計四名である。

ところで、官商汪永増は当時何艘、派船していたのであろうか。文化十三年中に来航した船は文化十二年干支乙亥の亥十番船より文化十四年干支丁丑の丑一番船まで十二艘が知られる。この内、文化十三年干支丙子の子に番立にされた船は一番より十番までの十艘である。船主は、子一番船が十二家の張秋琴、二番から七番までは先述の通り、八番が在留船主沈万珍であるから汪氏船主、九番が同じく汪氏船主の楊少谿、十番が十二家の在留船主譚竹菴であるから、子年十艘の内、五艘が汪氏の派船であったことがわかる。

さらに、汪氏船の船主として知られる沈秋屏、琉球に漂着した汪小園、さらに沈万珍、汪執耘、汪松巢、楊少谿、周渭瀾等の長崎来航の状況はどのようであったかを、表示してみると(表1)文化九年から十四年の時期に集中していることが知られるであろう。十二家船主が長期に渉る中で、彼等の来航時期はきわめて短かったと言える。

しかし、この内沈秋屏は文政十一年子八番より、汪執耘は天保元年寅十番船より船主として来航している。その間十余

表(1) 官商汪氏船主長崎番立名

西 曆	1812	1813	1814	1815	1816	1817
中 国 曆	嘉慶17	18	19	20	21	22
日 本 曆	文化9	10	11	12	13	14
汪氏船主	沈秋屏	申番外		亥1,2,7		
	沈万珍		戌10		子2,8	
	汪執耘			亥10,戌別	子7	
	汪小園			亥5		
	汪松巢				子4	丑1
	楊少谿				子4,9	
	周渭瀾					丑1

(注) 上表は『割符留帳』により作成した。同書の文化11年戌六番船以前は不完全である。

表(2) 汪氏受牌の信牌による入港順

牌 名	入 港 順
劉太發	戌10→亥5→亥7→子7→子8
陳卓飛	亥2→亥10→子2→子9
沈竹溪	亥1→戌別

(注) 表(1)と同じ書により作成した。

年の隔たりがある。彼等は官商交替によって船主の地位を譲り、再びその地位を得るには、長年月を要したと言える。それでは次に『割符留帳』によって、汪氏の取得した長崎通商許可書である「信牌」の使用経路を追って見ることにする。

『割符留帳』は文化十二年四月前は不明であるが、それ以

後の記載順に汪氏派船主の船を見ると、文化十一年(甲戌、嘉慶十九、一八一四)に来航した戌十番船、牌主劉太発の信牌は、翌十二年四月に同船船主沈万珍が受領し、それを持渡ったのは同年七月十三日夜に長崎に入港した亥五番船主汪小園である。

汪小園は文化十二年(乙亥、嘉慶二十、一八一五)十月三日に劉太発名儀の信牌を受領し、その牌は同年十二月六日に長崎来航した亥七番船在留船主沈秋屏、財副鄒静岩等が持渡り、同牌は同七番船主沈秋屏が文化十三年(丙子、嘉慶二一、一八一六)四月受領し帰帆して、同年の六月二十九日に長崎に入港した子七番船在留船主汪執耘、財副鈕梧亭の船で持渡られ、そして、同年九月に汪執耘が受領して帰国している。ついで、同年の十二月一日夜に長崎入港した子八番船、在留船主沈万珍、財副汪介春の船で持渡られ、翌十四年(丁丑、嘉慶二二、一八一七)四月二十八日に子八番船主沈万珍に与えられている。その後、この牌の持渡られた事についての記載が無い。

文化十二年亥一番船の信牌は牌主が沈竹溪の名であり、これは、同十二年四月十六日に亥一番船船主の沈秋屏が受領し、この牌を持渡ったのは同年七月十八日夕刻に長崎に入港した戌別船の船主汪執耘であった。そして、この牌は、『割符留帳』に、

但、此牌同年十月三日、同船主汪執耘帰帆之節、古牌之儘、御渡相成。

とあるように、汪執耘に渡されている。この十月三日に信牌を受取った船主は亥四番船の朱鑑池、同五番船の汪小園、同六番船の劉培原の三人である。汪執耘は翌十三年六月に子七番船が来航した時には「在留船主」となっている。汪執耘が受取った信牌は汪小園が持帰ったのであろう。その後この信牌が使われたことの記載は無い。

文化十二年乙亥二番船の牌主陳卓飛名儀の信牌は同年十月一日、沈秋屏が受領して帰国し、翌十三年正月十八日夜、亥十番船汪執耘が持渡り、同牌汪執耘が同年四月に受領し、同年六月二四日入港した子二番沈万珍が持渡り、同年九月四日、沈万珍が受領し、同年十二月二日入港した楊少谿船主の子九番船が持渡っている。一年に同牌によって三度来航している。楊少谿は文化十四年四月二八日に陳卓飛名儀の信牌を受領し帰国したが、その後この信牌は使用されていない。

最後に文化十三年九月四日の子四番船船主汪松巢が持帰った蔣培之名儀の信牌は同年十二月十七日丑一番船の汪松巢・周渭瀾両船主が持渡り、この信牌は翌十四年四月二九日に周渭瀾が受領しているがその後使用されていない。

以上の信牌の使用例から、『割符留帳』が前半についての記載が無いため決定的なことは言えないが、少なくとも、汪氏が使用した信牌は彼等から次代の官商の手に渡っていないことが知られるであろう。

このように徽州商人汪永増によって運営された長崎貿易は

彼の支配のもとに十一艘も派船されていたことが知られるであろう。しかし、その後、官商交替によつて汪永増は長崎貿易から引退している。

四 小 結

上述のように、主に海事関係の資料に依拠して明らかにしたように、中国国内において確固たる商業基盤を有していた徽州商人が、清代の沿海及び海外にとその商業活動の触手を拡大させていたことが知られるであろう。

清の展海令による海禁の解除は、おのずから地の利を得た沿海地区の商人達にとつて沿海に海外にと積極的に進出する機会を与え、その活動の一端は既に明らかにしているところである。^①

海上貿易に優位な立地にあつた沿海地区の商人に互して、徽州商人は決して躊躇することなく、積極的に海上貿易に進出していったのであり、彼等の地理的不利を克服してまでも海上貿易に進出するという点において、つまり營利のためにはいかなる困難をも顧みないということから、徽州商人の生粋の商業性を見出すことができるであろう。

〔註〕

① 徽州商人の商業活動に関するわが国の研究は藤井宏氏の「新安商人の研究」(一)〜(四)、『東洋学報』三六卷一—四号、一九五三年六月・九・三月、一九五四年三月)に尽きると言つても過言ではあるまい。その後、重田徳氏が「清代徽州商人の一面」(『人文研究』一九卷八分冊、一九六八年三月、同氏『清代社会経済史研究』一九七五年十月、岩波書店所収)によつて深化されているが、管見の限り多く例を見ない。

他方、中国では厦門大学の傅衣凌教授によつて進められ、傅教授が藤井氏の論文を翻訳され中国史学界に提供された他、同氏の『明清時代商人及商業資本』(一九五六年七月初版、一九八〇年七月再版、人民出版社)に「明人徽州商人」をまとめられ、さらに同氏の『明清時代徽州商資料類輯』(『明清時代社会経済史論文集』人民出版社、一九八二年六月所収)があり、その後、管見の限り、陳野氏が「論徽州商業資本の形成及其特色」(『安徽史学通訊』第七号、一九五八年九月)等が知られるほどであつたが、七九年以後、続々と研究が発表され、葉頭恩氏「試論徽州商人資本の形成与發展」(『中国史研究』三、一九八〇年) 薛宗正氏「明代徽商及其商業經營」(『中国古史論集』一九八一年三月、吉林人民出版社)、(李則綱氏「徽商述略」(『江淮論壇』一九八二年二期)、鄭力民氏「徽商与開中制」(同一九八二年二期)、葉頭恩氏「徽商的衰落及其歷史作用」(同一九八二年三期)、劉和恵氏「徽商始于何時」(同一九八二年四期) 劉丈智氏「清代前期的揚州徽商」(同一九八二年五期)、劉和恵氏「明代徽商程鎖家世考述」(『歴史研究』一九八二年五期)等が見られ、最近、葉頭恩氏が『明清徽州農村社会与佃僕制』(一

九八三年二月、安徽人民出版社)をまとめられ「徽州商業資本」の章で徽商の活動を詳述されていて、徽州商人研究の隆盛を呈している。

② 藤井氏前掲論文(一)

③ 王直の姓については藤井氏前掲論文(二)五八頁参照。王直の活動については李猷璋氏の「嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考」(『史学』三四卷一・二号、一九六一年七月)に詳論されている。

④ 藤井氏前掲論文(二)五四～五五頁。

⑤ 明代の中期以降、多くの海商が海上貿易に進出したことは林仁川氏の「明代海上貿易的性質和影响」(『中國古代史論叢』一九八一年二輯)が明らかにされているが、この内徽商の海上活動は藤井氏、傅氏前掲書五八～六〇頁、葉氏前掲書、一五一頁においても述べられているが、主に明代のそれである。

⑥ 郭松義氏「清代国内的海運貿易」(『清史論叢』四輯、一九八二年十二月)。

拙稿「清代における沿岸貿易について―帆船と商品流通―」(小野和子氏編『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、一九八三年三月)。

拙稿「杭州織造烏林達莫爾林の長崎来航とその職名について―康熙時代の日清交渉の側面―」(『東方学』五五輯、一九七八年一月)。

拙稿「一六一―一九世紀の中国・フィリピン間の海上貿易」(『海事交通研究』二三集、一九八四年三月)

⑦ 拙稿「李朝時代における漂着中国船の一資料―顕宗八年(一六六

七)の明船漂着と「漂人問答」を中心に―」(『関西大学東西学術研究所紀要』十五輯、一九八二年三月)。

拙稿「十八～十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の側面」(同所紀要十六輯、一九八三年一月)。

⑧ 拙稿「李朝漂着中国帆船の「問情別單」について」④(『関西大学東西学術研究所紀要』十七輯、一九八四年三月)四七～五一頁。

⑨ 『備辺司謄録』英祖九年正月七日条、前掲⑥拙稿四八頁。

⑩ 『備辺司謄録』純祖六年四月二十八日条、刊本十九冊八一頁。

⑪ 拙稿「十八～十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の側面」参照。

⑫ 前掲⑥拙稿三〇頁。

⑬ 同書二九頁。

⑭ 拙稿「長崎貿易における在唐荷主について―乾隆と咸豊期の日清貿易の官商・民商―」(『社会経済史学』四五卷一号、一九七九年六月)。

⑮ 同書、八五頁。

⑯ 『歴代宝案』二集卷一二〇、一二二に見え、同書のこの漂着については既に平和彦氏が「近世奄美諸島漂着の中国人と朝鮮人の護送」(『南島―その歴史と文化―』3・一九八〇年十月、第一書房)一一二～一五頁で紹介されているが、「江南蘇州府長洲県(現在の吳県)の廻船問屋である汪小園は」等と残念ながら清代長崎貿易史からは全く考証されていない。

⑰ 『歴代宝案』(国立台湾大学出版、一九七二年六月)五四三四頁、同書、五四三六頁。

⑱ 大庭脩教授編『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳』

(関西大学東西学術研究所資料集刊九、一九七四年三月) (以下『割符留帳』と略す) 一四五頁。

20 同書、一五〇頁。

21 前掲⑭拙稿七八頁参照。

22 『長崎志統編』巻八、『長崎文献叢書、第一集・第四卷、統長崎実録大成』(長崎文献社、一九七三年十一月) 二二四～二二七頁。

23 図書請求番号二七一函二一〇号。

24 各船の長崎来航の状況は、拙稿「日清貿易における長崎来航唐船について―清代鳥船を中心に―」⑬⑭⑮(『史泉』四七・四八・四九号、一九七三年九月、一九七四年三、九月) 参照。

25 大庭教授前掲⑯書、八～九頁表参照。

26 十二家船主楊西亭来航の際(『割符留帳』一四九～一五〇頁)に持って来た信牌を張秋琴が受け取っている。拙稿「中国商人と長崎貿易―嘉慶・道光期を中心に―」(『史泉』五四号、一九八〇年三月四七～五一頁、楊西亭の項) 参照。

27 十二家船主楊西亭来航時に持渡った信牌は譚竹菴が受け取ったものであった(『割符留帳』一五六～一五七頁、二六四頁)。

28 拙稿「中国商人と長崎貿易―嘉慶・道光期を中心に―」参照。

29 『割符留帳』一二頁表参照。

30 同書一二頁表参照。

31 同書一四三～一四四頁、ただこれ以前のものとして、寛政五年より文化十年までの『番外船割符帳』、前掲同書二五九～二六五頁がある。

32 同書一四八頁。

33 同書一五〇頁。

34 同書一五一、一五五頁。

35 同書一五五、一五六頁。

36 同書一四八～一四九頁。

37 同書一四九頁。

38 同書一五〇～一五一頁。

39 同書一五一頁。

40 同書一四九頁。

41 同書一五二～一五三頁。

42 同書一五三頁。

43 同書一五六頁。

44 同書一五四頁。

45 同書一五八頁。

46 前掲⑥⑦拙稿参照。

(関西大学助教授